

中学校部活動顧問指導員（会計年度任用職員） 募集要項

1 職種 中学校部活動顧問指導員（パートタイム会計年度任用職員）
(身分) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員として採用されます。

2 職務内容 中学校部活動の顧問業務として以下の業務に就く。
(1) 実技指導
(2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
(3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
(4) 用具・施設の点検・管理
(5) 部活動の管理運営（会計管理等）
(6) 保護者等への連絡
(7) 年間・月間指導計画の作成
(8) 生徒指導に係る対応
(9) 事故が発生した場合の現場対応

3 勤務場所 葛飾区立中学校
※採用後、勤務先中学校を連絡いたします。

4 募集内容 (1) 綾瀬中学校 バレーボール部（1名）
(2) 綾瀬中学校 ソフトテニス部（1名）
(3) 上平井中学校 野球部（1名）
(4) 上平井中学校 サッカーボール部（1名）
(5) 桜道中学校 ソフトテニス部（1名）
(6) 桜道中学校 陸上部（1名）
(7) 四ツ木中学校 卓球部（1名）
(8) 立石中学校 剣道部（1名）
(9) 常盤中学校 陸上部（1名）

5 勤務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※令和8年度予算案が区議会で可決されることが条件となります。
※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、勤務成績及び健康状態等が良好な方は再度の任用が可能です。
なお、生徒及びその保護者等に対し暴言、体罰及び不適切な行為があった場合は再度の任用は認められません。

6 勤務条件 (1) 勤務日数 週5日以内で学校長が定める日

(2) 勤務時間 1日4時間以内かつ週20時間以内
ただし、校長が大会の引率など特に必要があると認める場合は、地域教育課長と協議のうえ、1日7時間45分以内の勤務とする。

(3) 報酬 時給2,050円
※交通費は別途支給（上限あり）
※翌月支払い

(4) 休暇 有給休暇あり。
その他夏季休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇等あり。

(5) 保険 一定の条件を満たした場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入あり。

(6) 公務災害 公務上の災害又は通勤による災害についての保障制度あり。

(7) 服務 会計年度任用職員は一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規程（職務専念義務や守秘義務など）が適用されるほか、懲戒事由に該当する場合には処分の対象となる。

7 採用予定日 令和8年4月1日

8 応募資格 (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（高校生は除きます。）
(2) 指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能を有し、学校教育に関して十分な理解を有する方

9 応募方法 令和8年2月6日（金）午後5時（必着）までに、「任用申込書」（写真貼付）を持参又は郵送により提出願います。
【郵送の場合】封筒に「部活動指導員申込」と記入してください。
【持参の場合】平日午後5時までに窓口にお越しください。
※「任用申込書」は所定の様式を用いてください。
※所定の様式は区公式ホームページからダウンロードできます。
※希望する中学校・部活動名を「任用申込書」の〔希望する学校及び部活動・特記事項・自由意見〕欄に必ず記入してください。
※提出していただいた応募書類等は返却いたしません。

10 選考方法 書類及び面接選考
※面接会場は区内指定の場所で行います。
※面接日時、面接会場については後日電話又はメールでお知らせいたします。

11 留 意 事 項

葛飾区教育委員会では、一部の葛飾区立中学校を対象とした部活動の地域展開モデル事業を実施しております。モデル校の対象部活動においては、土日祝の活動に限り、これまで学校管理下で行われてきた部活動を地域の団体が管理運営する「地域クラブ活動」に展開する形で実施しております。

勤務先中学校がモデル校となり、顧問業務を行う部活動が対象になった場合、土日祝は部活動顧問指導員として活動することはできませんが、地域クラブ活動の指導者として指導することが可能です。その場合の職務内容及び勤務条件等は上記とは異なります（報酬額が時給2,050円を下回ることはございません）。詳細につきましては、以下までお問い合わせください。

12 応 募 及 び

問い合わせ先

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所地域教育課青少年育成係（区役所4階406番）

代表電話 03-3695-1111 内線2742

直通電話 03-5654-8482